

九州地方電力利用効率化協議会会則

- 第1条 本会は「九州地方電力利用効率化協議会」と称す。
- 第2条 本会は電力の合理的活用を促進し、企業の生産性向上に寄与するために必要な調査、研究ならびにその推進を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 電力利用効率化に関する周知、宣伝、啓発。
 2. 〃 指導、診断、斡旋。
 3. 〃 調査、研究、発表。
 4. 電力利用効率化優秀工場・事業所ならびに功労者の調査、および表彰候補者の推薦。
 5. 電力利用効率化優良工場・事業所ならびに功績者の表彰。
 6. 電力利用効率化に関する講演会ならびに講習会の開催。
 7. 電力利用効率化に関する資料の提供、周知。
 8. その他本会の目的を達成するに必要な事項。
- 第4条 本会は、学識経験者、産業団体、電気使用者、電気事業者および電気工事事業者から選ばれた委員をもって構成する。
- 第5条 本会に次の役員をおく。
- | | |
|----------|-----|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副 会 長 | 2名 |
| 3. 常任委員 | 若干名 |
| 4. 監 事 | 2名 |
- 会長および副会長は委員の内から選任し、常任委員および監事は委員のうちから会長が委嘱する。役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。なお、任期中に異動のときは後任者が前任者の残存期間を引き継ぐものとする。
- 第6条 本会に顧問を置くことができる。顧問は委員会の議を経て会長がこれを委嘱する。顧問は本会の運営について、会長に対して、または委員会に出席して必要な助言を行う。顧問の任期は役員に準ずるものとする。
- 第7条 本会に参与を置くことができる。参与は委員会の議を経て会長がこれを委嘱する。参与は、委員会に出席して本会の運営につき必要な助言を行う。参与の任期は役員に準ずるものとする。
- 第8条 会長は本会を代表し会務を統括し、委員会・常任委員会および運営幹事・幹事会を招集する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。
- 第10条 常任委員会は本会の業務を処理する。
- 第11条 監事は本会の会計を監査する。
- 第12条 本会は毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に委員会を開き、会務の報告および事業計画、予算、決算の審議決定を行う。また、必要に応じて臨時委員会を開く。常任委員会は随時これを開く。会議の決議は出席者（委任状提出者を含む）の過半数をもって行う。可否同数の時は議長の決するところによる。なお、諸般の事情により招集しての会議開催が困難と考えられる場合は、書面にて審議することを可とする。この場合の決議は、前述に準じて行う。
- 第13条 本会の事務局は(一社)日本電気協会九州支部内にこれをおく。事務局に運営幹事および幹事若干名を置き、会長が委嘱する。
- 第14条 本会は必要に応じて地区協議会を設けることができる。
- 第15条 本会の経費は関係団体その他の分担金、賛助会費および雑収入をもってこれにあてる。
- 第16条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第17条 本会の会則の変更は委員の過半数の同意による。